

【指定介護老人福祉施設】

特別養護老人ホーム 美野の里

重要事項説明書

社会福祉法人 長生会

特別養護老人ホーム 美野の里

【経営理念】

美野の里はご利用者のために存在します

【経営方針】

私たちは

地域に愛され 地域に信頼され 地域に貢献できる

施設を目指します

【私たちはこうします】

- ①心を込めて挨拶します
- ②いつも笑顔で接します
- ③正しい言葉遣いで話します

【指定介護老人福祉施設】重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

【大阪府指定 第2773500216号】

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設利用に当たっての留意事項について
7. 守秘義務及び、個人情報の保護について
8. 事故発生時の対応について
9. 非常災害対策について
10. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続きについて
11. 虐待の防止について
12. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
13. 苦情の受付について

当施設はご契約者に対して指定介護老人施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。

※ 「要介護1，2」と認定された方でも、やむを得ない事情で居宅において日常生活を営むことが困難である場合には、特例的に入所が認められます。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 長生会
(2) 法人所在地 大阪府南河内郡太子町大字山田2550番地
(3) 電話番号 0721-98-4165
(4) 代表者氏名 理事長 上田 悦士
(5) 設立年月 平成6年8月24日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
(2) 施設の目的 介護保険令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 美野の里
(4) 施設の所在地 大阪府南河内郡太子町大字山田2550番地
(5) 電話番号 0721-98-4165
(6) 施設長 福中 淳
(7) 施設の運営方針 施設は、ご契約者の意思や人格を尊重して、常にその人の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めます。
施設は、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重く見た運営を行うとともに、市町村、居宅支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。
(8) 開設年月 平成7年4月1日
(9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

居室・設備の種類	室数
従来型個室（1人部屋）	14室
多床室（4人部屋）	9室
合計	23室
食堂	1室
機能訓練室	1室
浴室	1室
医務室	1室

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています（配置については、短期入所・介護予防短期入所の職員も含まれます）。

職員	基準人数	実配置人数	職務内容
1. 施設長	1名	1名	施設の運営管理全般と所属職員の指揮監督を執ります
2. 看護職員	3名	3.7名	医師の指示によるご契約者の保険指導等及び診療補佐及び日常の健康管理を行います
3. 生活相談員	1名	2名	ご契約者のケースワーク並びに看護・介護職員間の連絡調整、関係機関、御家族との連絡調整等、ご契約者の生活向上を図ります
4. 介護支援専門員	1名	1名	ご契約者の課題を分析し、ご契約者・御家族の意思を踏まえた生活向上を目的としたケアプランを作成します
5. 機能訓練指導員	1名	1名	ご契約者の心身の状態に応じた機能訓練の計画実施及び評価を行い、心身の機能の維持向上を図ります
6. 管理栄養士	1名	1名	ご契約者の嗜好と栄養に合致し、健康の維持推進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食指導を担当します
7. 介護職員	22名	26.7名	ご契約者の直接的・間接的な介護及び必要な援助を通じて、楽しみのある日常生活の維持向上を図ります
8. 事務員	必要数	1.8名	庶務・厚生・経理事務並びに総務事務を担当します
9. 医師	必要数	0.2名	ご契約者の診療・保健指導を行います
10. その他	必要数	0.6名	掃除・営繕等、法令その他の基準に定められたもの以外の業務を担当します

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1. 医 師	月曜日～土曜日 14：00～15：00
2. 介護職員	標準的な時間帯 早出①： 6：30～15：30 早出②： 7：45～16：45 日勤： 10：00～19：00 遅出： 11：00～20：00 夜勤： 16：30～10：30
3. 看護職員	標準的な時間帯 日勤： 8：00～17：00 遅出： 9：30～18：30
4. 生活相談員	日勤： 9：00～18：00
5. 介護支援専門員	日勤： 9：00～18：00
6. 管理栄養士	日勤： 9：30～18：30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（食費については別途ご負担いただきます）

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

【朝 食】8：00～ 【昼 食】12：00～ 【夕 食】18：00～

②入浴

- 入浴又は清拭を週2回行います。
- 寝たきりでも機械浴を使用して入浴することができます。

③排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- 快適な生活が遅れるよう、定期的に部屋の調整を行います。

⑥【サービス利用料金（1日あたり）】（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事にかかる標準自己負担額の合計金額をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

<介護給付対象>

1単位＝10.27円（太子町6級地）

サービス（基本）		単 位	
①	介護福祉施設サービス（Ⅰ） 【従来型個室】	要介護1	589/日
		要介護2	659/日
		要介護3	732/日
		要介護4	802/日
		要介護5	871/日
	介護福祉施設サービス（Ⅱ） 【従来型多床室】	要介護1	589/日
		要介護2	659/日
		要介護3	732/日
		要介護4	802/日
		要介護5	871/日

サービス費（全員算定）		単 位
②	福祉施設看護体制加算（Ⅰ）	6/日
	福祉施設看護体制加算（Ⅱ）	13/日
	福祉施設夜勤職員配置加算（Ⅰ）	22/日
	福祉施設日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36/日
	福祉施設精神科医療養指導加算	5/日

サービス費（全員算定）		単 位
介護職員等処遇改善加算		$(①+②) \times 14\%$

サービス費（対象者のみ）		単 位
初期加算		30/日

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）
以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ①食事の提供
- ②居住費
- ③特別な食事
- ④理容・美容
- ⑤日常生活上必要となる諸費用 など

<介護給付対象外>

食 費・居住費		負担額（円）
居住費 【従来型個室】	第1段階	380/日
	第2段階	480/日
	第3段階-①②	880/日
	基準額	1,231/日
居住費 【従来型多床室】	第1段階	0/日
	第2段階	430/日
	第3段階-①②	430/日
	基準額	915/日
食 費	第1段階	300/日
	第2段階	390/日
	第3段階-①	650/日
	第3段階-②	1,360/日
	基準額	1,445/日

利用料金は上表の単位数に1単位あたり【単価10.27円】を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額となります。

計算例：要介護3の方が従来型/多床室を30日利用した場合

$$(732+6+13+22+36+5) \times 1.14 = 927.96$$

$$\text{【30日】 } 927.96 \times 30 = 27838.8 \rightarrow 27839$$

$$\text{【6級地】 } 27839 \times 10.27 = 285906.53$$

$$\text{【1割負担】 } 285906.53 \times 0.1 = 28590.653 \Rightarrow \text{サービス費『28,591円』}$$

$$\text{【多床室】 } 915 \times 30 = 27,450 \text{円}$$

$$\text{【食費】 } 1,445 \times 30 = 43,350 \text{円}$$

$$\text{【合計】 } 28,591 + 27,450 + 43,350 = \boxed{99,391 \text{円}}$$

◆加算料金説明（介護給付対象）

加算項目の種類／費用	摘要
福祉施設看護体制加算（Ⅰ） 6円／日	常勤の正看護師を1名以上配置した場合
福祉施設看護体制加算（Ⅱ） 13円／日	看護職員を基準人数より多く、手厚く配置した場合
福祉施設夜勤職員配置加算（Ⅰ） 22円／日	夜勤帯に介護職員・看護職員を基準人数より多く、手厚く配置した場合
福祉施設日常生活継続支援加算（Ⅰ） 36円／日	新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護度4又は5の占める割合が70／100以上である場合、又は自立度Ⅲ以上の者の占める割合が65／100以上である場合
介護職員等処遇改善加算	1月につき所定単位数の14／1000を乗じた単位数を加算（14％）
精神科医療養指導加算 5円／日	精神科医を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合

◆その他の費用（介護給付対象外）

サービスの種類	費用	内容
医療費等 （訪問歯科等）	実費	医療機関を受診あるいは入院した場合の治療費及び薬代はご利用者の実費負担となります
日用品費	実費	ご利用者の日常生活で要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの
散髪（カット）	1,500円	理美容業者の出張による理髪サービスをご利用いただいた場合
髭剃り	500円	
毛染め（カラー）	3,000円	
パーマ	3,500円	

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払いください(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

大阪南農協 太子支店 普通預金9741852

特別養護老人ホーム 美野の里 理事長 上田悦士

ウ. 口座引き落とし

大阪南農協

郵便局

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません)。

◆協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 颯仁会 しらとり病院
主な診療科目	内・外・整・脳・形・消・肛・循・リハ・放・麻
所在地	大阪府羽曳野市誉田3丁目15-27
電話番号	072-958-5566
医療機関の名称	医療法人 正清会 金剛病院
主な診療科目	内・外・整・神・肛・リハ
所在地	大阪府富田林市寿町1-6-10
電話番号	0721-25-3113
医療機関の名称	医療法人 敬任会 南河内おか病院
主な診療科目	内・外・整・脳・形・皮・リハ・放
所在地	大阪府河内長野市木戸東町1番-1号
電話番号	0721-55-1221
医療機関の名称	医療法人 修成会 よしき歯科医院
主な診療科目	歯科
所在地	大阪府大阪市平野区喜連瓜破2-5-51
電話番号	06-6707-0418

6. 施設利用に当たっての留意事項について

当施設に入所いただくにあたって、他のご契約者の方との安全で快適な共同生活のため、以下の事項を遵守いただきますよう、お願い致します。

- ①無断での外出はご遠慮ください。
- ②無断で他のご契約者の方の物品を使用しないでください。
- ③無断で酒類・薬物を持ち込まないでください。
- ④喧嘩・口論・悪口・その他、他のご契約者の方に迷惑をかける行為はしないでください。
- ⑤ラジオ・テレビの音量は適正にし、聞こえにくい場合はイヤホン等をご利用ください。
- ⑥お互いに金銭の貸し借りや、経済上の義務を伴う保証はしないでください。
- ⑦施設の秩序を乱すような行為はおやめください。
- ⑧施設内ではいかなる宗教の布教、強制、勧誘、あるいは一切の政治活動をしてしないでください。
- ⑨事実と反し、他の人を扇動あるいは惑わすような言動はしないでください。
- ⑩火気の取り扱いに注意し、指定場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ⑪その他、職員の必要な指示に反した行為はしないでください。

7. 守秘義務及び、個人情報の保護について（契約書参照）

- (1) 事業所及びサービス従業者又は従業員は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得たご契約者又はその御家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、ご契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

8. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、御家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を講じるものとします。また、その原因を解明し、事故発生防止のための対策を講じるものとします。

尚、ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

事業所は下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社	あいおい損保
保険種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険
契約者名	社会福祉法人 長生会 理事長 上田 悦士

9. 非常災害対策について

施設長は、自然災害・火災・その他の防災対策については計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全の措置を図ります。特に緊急避難計画については平素より全職員に周知徹底を図ります。

避難訓練については、夜間想定も含め、年2回以上実施します。

10. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続きについて

- (1) 施設は指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該ご契約者又は他のご契約者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご契約者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きによって行います。
 - ①御家族又はご契約者に説明し、その他方法がなかったか改善方法を常に検討します。
 - ②「身体拘束に関する経過観察記録」に身体拘束に係る対応及び時間、その際のご契約者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - ③身体拘束廃止委員会を設置し、検討を重ねます。

11. 虐待の防止について

施設は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
【虐待防止に関する責任者】 理事長 上田 悦士
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 太子町介護相談員の受け入れをしています。

1 2. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります（契約書第 13 条参照）。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援又は要介護 1、2 と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下（1）を参照）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下（2）を参照）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの退所の申し出（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <p>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>②ご契約者による、サービスの利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合</p> <p>⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合</p> |
|---|

1 3. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 【担当者】 上田悦士・福中淳・坂地徹生

第三者委員

○内山由紀 大水綜合法律事務所

【電話】 06-6311-0577 【時間】 9:00~17:00

(2) 行政機関、その他の苦情受付期間

太子町役場 太子町福祉室高齢介護 グループ	【所在地】 大阪府南河内郡太子町山田 88 番地 【電話番号】 0721-98-5538 【受付時間】 9:00~17:30
河南町役場 介護保険課	【所在地】 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359番地の6 【電話番号】 0721-93-2500 【受付時間】 9:00~17:00
千早赤坂村役場 介護保険課	【所在地】 大阪府南河内郡千早赤坂村大字水分 180 【電話番号】 0721-72-0081 【受付時間】 9:00~17:00

大阪府国民健康保険 団体連合会	【所在地】大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 【電話番号】06-6949-5309 【受付時間】9:00~17:00
大阪府福祉部介護事業者課 (施設指導グループ)	【所在地】大阪府中央区大手前2丁目1番22号 【電話番号】06-6944-7106 【受付時間】9:00~17:00

上記の重要事項の説明を受けましたので、ここに本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

【説明日】 令和 年 月 日

【説明者】 氏名

【契約者】 住所

氏名

【代理人】 住所

氏名